県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）　（取扱課室名）　ページ

○ 規則
＊36　栄養士法施行細則の一部を改正する規則　（健康推進課）..... 1
○ 告示
1013　生活保護法による指定医療機関の廃止　（社会福祉課）..... 2
1014　生活保護法による指定介護機関の変更　（　〃　）..... 2
1015　生活保護法による指定介護機関の廃止　（　〃　）..... 3
1016　保安林の指定施業要件変更予定　（森林整備課）..... 3
1017　道路の区域変更　（道路保全課）..... 3
1018　道路の供用開始　（　〃　）..... 4

規　　則

和歌山県規則第36号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年11月24日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則（昭和29年和歌山県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「本籍地
都道府県名
（国籍）」を「本籍地
都道府県
（国籍等）」に、「外国籍の」を「日本の国籍を有しない」に、「国籍を」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を」に改め、同様式備考4及び5中「外国籍の」を「日本の国籍を有しない」に改める。

別記第2号様式中

「旧本籍地
（都道府県名又は国籍）」を「旧本籍地
（都道府県又は国籍等）」に、

「新本籍地
（都道府県名又は国籍）」を「新本籍地
（都道府県又は国籍等）」に、「外国籍の」を「日本の国籍を有しない」に、「国籍を」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を」に改め、同様式備考4及び5中「外国籍の」を「日本の国籍を有しない」に改める。

別記第3号様式中

「本籍地
都道府県名
（国籍）」を「本籍地
都道府県
（国籍等）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の栄養士法施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告　　示

和歌山県告示第1013号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年11月24日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	名　　称	所　在　地	廃止年月日
海南歯新5-26	玉置歯科医院	海南市日方1519-2	令和8.9.1
田薬新1-26	かるがも薬局田辺店	田辺市朝日ヶ丘13-1　朝日ヶ丘センタービル103号	令和8.9.23
岩医新4-26	稲田皮膚科	岩出市川尻230-7	令和8.9.27
紀医新34-26	高木内科	紀の川市粉河418-2	令和8.9.30
日医新29-06	おくむら在宅クリニック	日高郡日高川町千津川6116-1　ヒルズタウンかわべ	令和8.9.30
田薬新23-26	プライム薬局田辺店	田辺市新万23-14-2	令和8.10.12

和歌山県告示第1014号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年11月24日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

開設者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社GMCトランスポート	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	かいてきケアステーション	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	訪問介護	開設者の名称	中紀河南タクシー株式会社	株式会社GMCトランスポート	令和8.3.31

和歌山県告示第1015号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和8年11月24日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

開設者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社GMCトランスポート	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	かいてきケアステーション	御坊市塩屋町北塩屋1400-6	訪問介護	令和8.9.30

和歌山県告示第1016号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和8年11月24日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　指定施業要件変更予定保安林の所在場所　新宮市（次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1017号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年11月24日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　道路の種類　県道

2　路線名　上初湯川皆瀬線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

日高郡日高川町大字愛川字北林718番6地先から同町大字愛川字北林556番1地先まで	旧	4.60 ～ 8.70	89.28	
同上	新	10.60 ～ 13.70	87.50	

和歌山県告示第1018号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和8年11月24日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

道路の種類　県道

路線名　上初湯川皆瀬線

供用開始の区間　日高郡日高川町大字愛川字北林718番6地先から同町大字愛川字北林556番1地先まで

供用開始の期日　令和8年11月24日